

令和元年度 第1四半期 温排水影響調査（底質調査）の欠測について

1. はじめに

東通原子力発電所温排水影響調査のうち、当社が実施する底質調査については、東通原子力発電所周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定書（以下、「安全協定」という。）に基づき、東通原子力発電所温排水影響調査実施計画に従い年4回実施する必要がある、当社では5月、8月、11月、2月頃に調査することとしていたが、第1四半期分について実施できなかった。

底質調査は、海底土を採取し化学分析等を行うものであり、海底土の採取時に海生生物を採捕する可能性があることから、事前に青森県知事から特別採捕の許可を受けてきたが、今年度は、この特別採捕許可申請書の当社からの提出が遅れたことに伴い、第1四半期内の試料採取が間に合わず欠測となり、青森県への報告も遅れたものである。

今後、同様の事案を生じさせないよう、経緯、原因をまとめるとともに再発防止対策を講じる。

なお、今年度は第2四半期に調査を2回実施しており、第2四半期報告にて2回の調査結果を報告する。

2. 経緯

平成30年

4月 月上旬 温排水影響調査業務の当社担当者を変更

令和元年（平成31年）

3月 下旬 当社担当課では、特別採捕許可申請をするための漁協への漁船利用に係る依頼手続きについて、余裕を見込んで3月に実施することとしていたが、当社担当者は、当該業務を担当することが初めてであり、当該手続きに要する期間を十分理解しないまま、漁協への依頼を翌月以降に実施することとした

5月21日 漁協へ漁船利用に係る依頼書類を提出

6月 中旬 当社担当者は、底質調査が第1四半期内に間に合わない可能性があると認識したが、引き続き調査の準備を進めた

6月 末 当社担当課の管理職は、底質調査が第1四半期内に間に合わないことが事実となったことを当社担当者から報告を受けた

7月16日 漁協より漁船使用承諾書を受領

7月25日 青森県へ特別採捕許可申請書を提出（漁船使用承諾書を添付）

7月29日 青森県より特別採捕許可証（7月26日付け）を受領

8月 5日 底質調査を実施（今年度1回目として）

なお、今年度2回目としての底質調査を9月5日に実施

9月26日 青森県水産振興課に、今年度1回目の調査結果（8月5日実施）を第1四半期分として説明

これに対し、同課より第1四半期に実施できなかった理由について説明を求められた

9月27日 「温排水等測定結果報告書」(安全協定に基づく定期報告)については、第1四半期分の底質調査を欠測として青森県水産振興課に提出

3. 発生原因

第1四半期で調査できなかった原因は以下のとおり。

- ・当社担当者は、温排水影響調査業務を担当することが初めてであり、当該手続きに要する期間の理解が足りなかった。

4. 再発防止対策

今回の事象を踏まえ、今後、以下の再発防止対策を確実に実施する。

- ・安全協定に基づく調査項目について、確実に調査できるよう社内の業務スケジュールの運用方法を改善するとともに、当社担当者による手続きを早目に開始させることを徹底させる。

以 上